

各障害福祉サービス事業者 代表者 様

福島市長 木 幡 浩
(公印省略)

障害福祉サービス等事業所に係る新規指定の制限実施について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。)に定める障害福祉サービス及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める障害児通所支援(以下「障害福祉サービス等」といいます。)について、下記のとおり、**新規指定の制限(定員増を伴う事業所の指定をしないこと)を実施します。**

記

1 目的

障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため。

2 制限を実施する障害福祉サービス等の種別

以下の障害福祉サービスについては、「第6期福島市障がい福祉計画・第2期福島市障がい児福祉計画」及び利用実績に基づいて、令和5年度までのサービス提供量が見込量を上回ることが想定されることから、当面「新規指定」及び「定員増を伴う変更」について見合わせることにし、総量規制を実施します。

(1) **就労継続支援B型**

(2) **放課後等デイサービス**

3 実施開始日

令和3年7月1日以降の申請は新規指定の制限の対象とします。ただし、令和3年6月末日までに事業計画書を市に提出し、指定の事前協議を行っている場合に限り、令和3年7月1日以降の申請であっても、新規指定の制限の対象とはいたしません。

4 例外的な取り扱い

次に示す場合に限り、例外的に新規指定の制限を適用しません。

・行動障害がある障害児者や医療的ケアを要する障害児者(重症心身障害児者を含む)を支援の対象とするサービスを提供しようとする場合

5 新規指定の制限の解除について

解除については、その旨を市のホームページ等にてお知らせします。

6 根拠法令【別紙参照】

(1) 障害者総合支援法第36条第5項

(2) 児童福祉法第21条の5の15第5項

事務担当：福祉監査課障がい指定担当 小峯 電話：597-6468(直通)
障がい福祉課自立支援係 大泉 電話：525-3746(直通)

【別紙：根拠法令等】

■障害者総合支援法

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第36条 第29条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第1項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

(中略)

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第1項の申請があった場合において、**当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。**

■障害者総合支援法施行規則

(法第36条第2項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第34条の20 法第36条第2項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第34条の22において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

■児童福祉法

(指定障害児通所支援事業者の指定)

第21条の5の15 第21条の5の3第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

2 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第5項並びに第21条の5の20第1項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第21条の5の3第1項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

(中略)

5 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき、第1項の申請があった場合において、**当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第33条の22第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害児通所支援の量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害児通所支援の必要な量に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第21条の5の3第1項の指定をしないことができる。**

■児童福祉法施行規則

(法第21条の5の15第2項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援)

第18条の30の2 法第21条の5の15第2項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。